

豪州での拠点管理における7つの基本ポイント

ーコロナ時代への備え

2020年7月29日(水) 14:00-

主催: ジェトロ・シドニー事務所

ウェビナー

講師: 弁護士 松田耕太郎
(Kotaro Matsuda, Solicitor)
RBG法律事務所
オーストラリア・ブリスベン市

Agenda

•管理法務の「棚卸し」のすすめ

•豪州ビジネス・カルチャーのキーワード

1 会社：ビジネスの主体 (“ID”)

2 雇用関係：生産の動力

3 オフィス等長期賃貸借（リース）：ビジネスの足場

4 取引契約書等のマネージメント：ビジネスのツール

5 取引先倒産への備え

6 拠点管理責任者による重要情報へのアクセス確保

7 適正な経営判断を阻害する要因の排除

•まとめ

管理法務の棚卸しのすすめ

法務面からの「ビジネスのかたち」の検証

- 下記に**共通**する
 - 事業・会社・JV権益のM&Aでの法務精査 (売手の事前DD、買手のDD)
 - 株式公開 (IPO) での目論見書、上場申請書への添付情報
 - 法務管理体制の構築、検証
 - Management Handbook、拠点管理責任者/法務担当者の「引き継ぎ書」
- 定期、交替時、特殊情勢 (例 : Covid-19) などの機会をとらえて
- 管理法務全体をカバーする「棚卸し」が望ましい

豪州ビジネス・カルチャーのキーワード

- ✓Small industry: 広い国土に小さい業界
- ✓Law & contracts: 法令、契約への依存度が高い
- ✓Director's duties & liabilities: 取締役の責務を軸にコーポレート・ガバナンス
- ✓Scope: 業務範囲と責任の枠づけ。範囲外は責任負わず
- ✓Disclosure: 開示を受けた者が選択し、その責任を負う
- ✓Personal credential: 個人の資格、信用を軸に会社マネージメントを構成
- ✓Ownership: 立場内での自由裁量による業務執行。実績としての評価を求める
- ✓Observant & Vigilant: 自らに関わることへの油断なき注意力、観察力
- ✓Anti-authority: ランク・地位、権限は認容。しかし押し付けに強い反発
- ✓Lifestyle, career pass, agenda: 各人に人生計画、思惑あり

#1 会社

- 「会社登録簿 (Company Register)」 = 会社書類綴りバインダー
 - 所在を確認
 - 日頃からアップデート。毎年の “Company Statement” で確認
 - 外部委託する場合は、その意義を検証
 - 定款をもつ場合は、その所在を確認。該当事項では常に参照
- 「主たる事務所 (Registered Office)」
 - 設置場所の確認
 - 外部委託する場合は、その意義を検証
- “Registered Agent” (対・ASIC窓口 の外部委託)
 - 委託の意義を検証

リスク：法律文書の署名者の混乱、契約の無効、裁判の答弁書提出のタイミング逸失、諸申請手続の遅延、DDへの対応の遅延、など

#2 雇用関係

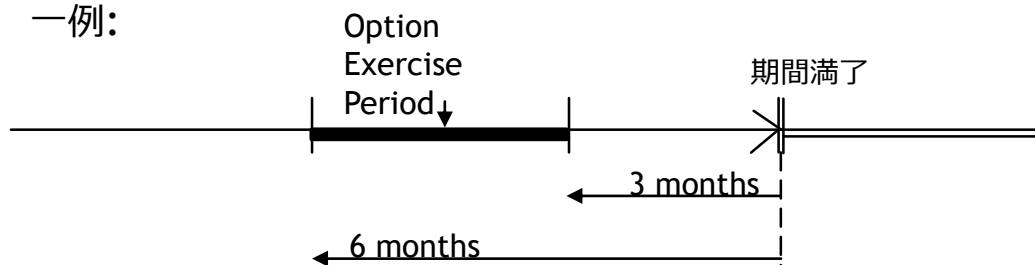
- 大企業 v. 1 従業員：雇用契約上は「同位」の当事者たることの認識
- ポリシー、就業規則その他雇用関係内規の整備とアップデート
- 雇用契約文書は極力簡素な文書で（特に労使裁定、労働協約の適用ある時）
- 雇用契約文書ならびにその改定文書の所在確認、一括管理
- フェアワーク法所定の雇用関係記録の実施。定期の内部監査
- 雇用契約文書・労使裁定等と業務実態のギャップを常に検証し、埋める
- 雇用条件に従った明確な業務指示 (directions)。不履行のフォローアップ
- 雇用問題・クレームには、手順を踏んで「粛々」と対応
- ハラスメントなど不正行為者たる従業員の解雇が、雇用主の他の従業員への責任である場合も有り

リスク：職場の混乱、雇用関係紛争、初動の出遅れ、手続的不備で不当解雇クレーム、コンプライアンス意識欠如の職場カルチャーの醸成、など

#3 オフィス・倉庫の長期賃貸借 (Lease)

- Lease の原本の所在確認。定期的に登記所から登記確認書 (Registration Confirmation Statement) を取得して内容確認。とくに期間満了日
- テナントの更新権 (Option) がない場合は、原状回復、期間満了後の新規賃貸への早めの対応
- テナントの更新権がある場合は、その行使期間 (option exercise period) と内容を正確に把握。期間も内容も契約次第

一例:



リスク : ビジネスの「足場」の喪失、家賃交渉力の低下、不測の新規賃貸の手配、原状回復のタイミング逸失・加重費用、追加賃料・損害賠償、など

#4 契約文書

□取引関係の契約文書、Trading Terms

- 原本（正本、副本）の所在を確認。それらの管理者の明確化
- 改定文書を当初文書と一括管理。Cloud Services など利用か
- 原本を外部委託する場合は、その意義を検証

□手元に写しをおき、業務中つねに条文参照。「ズレ」の排除

- 有利、不利（弱点）を把握
- 契約文書と実態法務のギャップを常に検証し、埋める

□拠点管理責任者による文書への即時アクセスを確保

リスク：取引目的の達成不能、利益・権益の減損、契約義務の不履行、正当な権利主張の根拠喪失、弱点把握・排除の機会喪失、抜き書きの「ひとり歩き」による契約違反ないし「みなし改定」、など

#5 取引先倒産への備え、訴訟でのスタンス

➤債権、担保権

- 売掛金、貸付金等の記録を常にアップデート
- 「法律上の請求 (Statutory Demand)」制度の利用も検討
- 担保権の適正な設定、タイムリーな登記、登録。定期的な確認、追完

Titles Office : 不動産 ; PPSR (Personal Property Securities Register) : 主として動産

- 他社の清算人、管財人、管理人 (administrator) 等からの債権者集会の通知、債権・担保権明細の提出要求をイメージして日頃から債権、担保権を管理

➤訴状を受け取った時

- 相手方に不用意にコンタクトしない
- 手元証拠をもとに自らの立場の徹底検証。この初動作業が**キー**（結果として経費節約）
- 確たるスタンスを決定してから動く。「心構え」は相手方に伝播

リスク : 債権の回収ミス、優先弁済権の逸失、管理手続等への対応の出遅れ・混乱、裁判の不利な展開、和解交渉力の低下、不測の敗訴、など

#6 重要文書・情報への拠点管理責任者による即時アクセス

➤ 「任して任さず」

- 権限移譲はしても、最終的コントロールは「株主の代表者」が確実に留保
- シニア・マネージメントで情報の共有。Cloud Services 等を利用か

➤ ビジネスのツール、戦いの武器は手元に

- 適正な緊張関係を保持。紛争予防の効果
- 「いざ」という時の機動性を確保
- 独占者相手の文書引き渡し裁判では遅きに失す。とくにJV関係

➤ PAI (Post Acquisition Integration) / PMI (Post Merger Integration)

- アクセスにつき買収計画時点で検討、当初計画に組み込む
- 株主間契約、JV契約などに反映し、実行する

リスク：拠点管理責任者による会社コントロールの喪失（ガバナンスの最重要問題）、情報独占による担当者の緩みと不正行為への誘引、職場での「サイロ」カルチャーの醸成、など

#7 経営判断を阻害する要因の排除

□利益相反行為の可能性をもつ「関係」の排除

- 取締役の会社リソースの私用から、契約違反、個人レベルでの恩・義理の呪縛まで

例：JV相手方の弁護士事務所をJV自体の弁護士事務所に起用

例：不動産開発JVで、JV相手方デベロッパーの子会社たる建設会社とJV建物の建設契約を締結

□「聖域なき・・・」「惰性、問題の先送り(はNG)】

- とくにサービス調達での value の検証。リーズナブルな緊張関係を堅持

□複雑すぎる文書・システムの簡素化。共有化の推進

- 重要文書（例：JV契約）の専門家による監修つき和訳。関係者間で共有

- 雇用ポリシー等の簡素化プロセスで「学ぶ」ことの意義

リスク：適正判断を阻害、正当な権利主張・利益を阻害、業務目的の達成不能、物品・提供サービスの真の価値が得られない、会社・職場のモラルを下げ浪費カルチャーを醸成する、など

まとめ

- With/After Covid-19 でビジネス界の波乱は必至
- Fundamentals への対応からはじめ、法的リスクの極小化
 - ✓ 雇用関係でのコンプライアンス
 - ✓ 契約文書類の整理・掌握。実態とのズレを埋める
 - ✓ 社内外での利益相反「関係」や浪費を、聖域なくタイムリーに検証し、排除
 - ✓ 拠点管理責任者の重要情報への即時アクセスを確保
- 適正な職場カルチャー、ガバナンスのもとで「時代」に備える

Covid-19 は ***Back to basics!*** の絶好のチャンス

Disclaimer - 注意

本プレゼンテーションは、一般的な情報提供を目的とするもので、法的アドバイスではありません。個別の事案については、具体的な事情、背景をもとに専門の弁護士にご相談ください。

弁護士 松田 耕太郎
P(Direct): 07 3009 9309
M: 0418 716 387

E: kotaro.matsuda@rbglawyers.com.au

RBG法律事務所
www.rbglawyers.com.au

松田耕太郎 自己紹介

略歴

1976年 慶応義塾大学大学院・法学研究科（民事訴訟法専攻）修士課程修了

1982年 日系企業JVがQLD州電力公社の石炭火力発電所の発電機等設置を受注するなか、発注元を顧問先とするブリスベンの法律事務所に招聘されて渡豪

Law Clerkとしてフルタイム勤務の傍ら QLD州最高裁判所・法廷弁護士管理委員会 (Barristers Board) のBar Exam を逐次受験、1988年全科目合格。同最高裁判所所属のBar Practice Centre にて司法修習を修了

1989年 法廷弁護士 (Barrister) として登録 (QLD, ACT, 連邦)。その後事務弁護士 (Solicitor) としてQLD, ACT, 連邦、NSW, VIC にて逐次登録

事務所は、Allens (Solicitor, Senior Associateとして), TressCox Lawyers (Senior Associate, Partner) を経て、2010年よりRBG Lawyers (Special Counsel) に所属

ブリスベンを拠点に、主としてQLD州、NSW州のビジネス法務をカバー（1999-2008: シドニー在勤）

実務分野

- 会社・支店、事業の立ち上げ
- 事業・会社・JV権益の買収・売却 (M&A)、撤退、企業・JV再構成 (restructuring)
- 取締役責任その他会社法、雇用関係法など企業法務全般
- 販売・供給・JV契約など契約法全般
- 商事訴訟全般、国際商事訴訟
- 拠点管理法務、法律顧問、法務研修・ワークショップ、内部通報者相談・受付窓口、など